

令和7年度 幸田町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

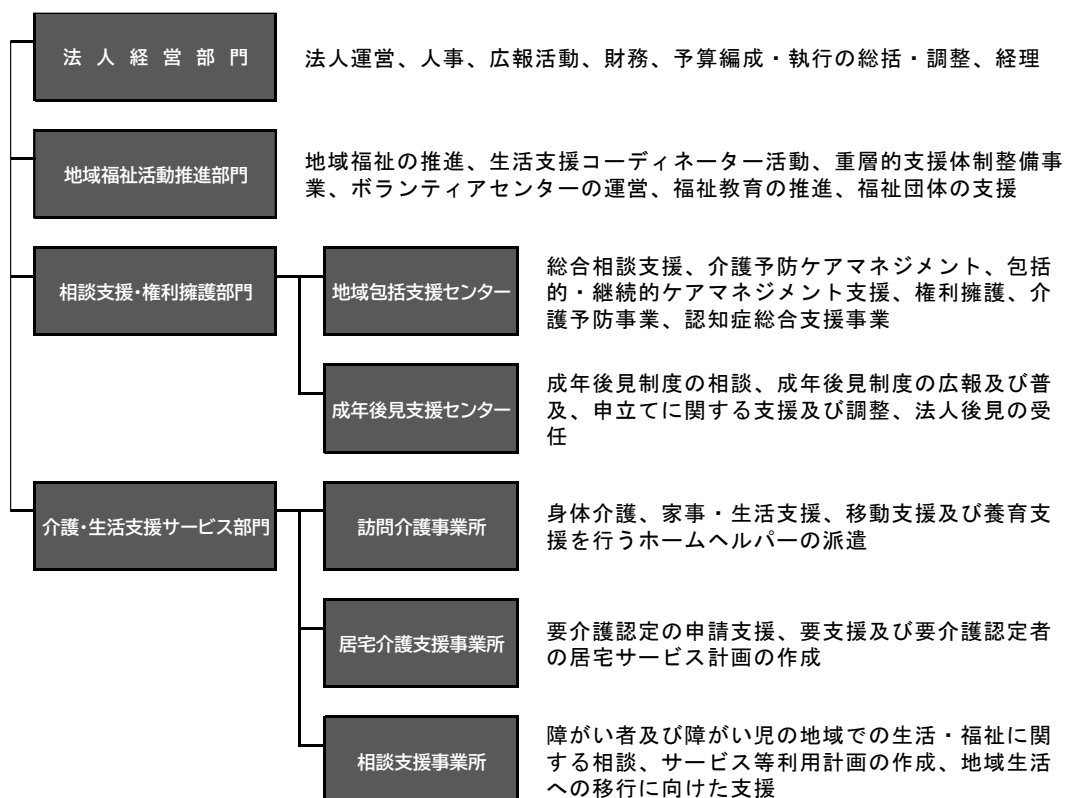
現代の日本社会では、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えるとともに、価値観やライフスタイルの変化を背景に、住民のニーズが多様化しています。それにより、社会的つながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱まりつつあります。さらには、地域で活動されているボランティアなど、活動者の高齢化や後継者不足という課題に直面しています。

そのような現状を踏まえ、令和7年3月に第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画を策定しました。基本理念である「支え合い ともに生きる まちづくり～人と人、誰もがつながり“^{しあわせ}幸田町”の輪を作ろう！～」の実現に向け、計画に従い事業の進捗管理を進め、地域福祉の充実に努めます。

また、介護保険法における生活支援体制整備事業や成年後見利用促進基本計画に基づく権利擁護支援体制の整備等、地域福祉の施策化が進む中、令和2年社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業が幸田町でも開始されます。社会福祉協議会として事業における役割を明確化し、その一端を担ってまいります。

住民や関係機関、各種団体と対話を重ね、それぞれの実情に応じた取り組みを進める中で、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

II 幸田町社会福祉協議会の組織体制と主な業務内容



Ⅲ 重点事業

基本方針のもと、以下に掲げる３項目を令和７年度の重点事業として取り組んでいきます。

１ 地域でのつながりづくりの強化

令和５年度より重点事業としていた包括圏域ごとの地区担当制による地域福祉活動の支援として、地域に出向き地域住民や関係機関より意見を聞くことで、社協として取り組むべき事業の検討を進めました。その中で令和７年度に「地域の居場所づくり事業」「手話検定試験受験料助成制度」を創設しました。

引き続き地域住民の意見を収集し事業へ反映できるよう、様々な地域福祉活動や会議等の場に出向くことで地域におけるつながりづくりを強化します。

２ 住民主体の居場所づくりへの支援

令和７年度に創設する「地域の居場所づくり事業」では、対象を子どもへと拡大し、高齢者及び子どもが地域の中で安心して過ごすことができる居場所の広がりを目指し、関係機関と連携を図りながら、住民が主体となった新規団体の立ち上げ及び運営の支援を行います。

３ 社協事業のPR活動の推進及び情報発信力の強化

社協事業のPRに向けて、広報誌「ともに生きる」の内容の充実を図るとともに、ホームページのリニューアルを行うことで、より親しみやすく分かりやすい広報活動を進め、必要とされている方に情報が届くように努めます。

Ⅳ 部門ごとの主な取り組み

１ 法人経営部門

住民福祉の増進のため、社協の公平・公正な組織運営に取り組み、理事会及び評議員会の開催、職員の資質向上に努め組織強化を図ります。

(1) 経営基盤の確保

- ア 理事会及び評議員会の開催
- イ 監事による決算監査の実施
- ウ 中長期的な計画に基づく人員と予算の確保
- エ 社協協賛会員の募集と自主財源の確保

(2) 職員の資質向上

- ア 中長期的な視点に立った組織強化と人材育成
- イ 職員の資質向上と能力開発のための研修受講
- ウ 組織内での定期的な打合せの開催

- エ 人事評価制度の活用
- オ ストレスチェックの実施

(3) 広報活動の推進

- ア 広報誌「ともに生きる」の発行（年４回）と内容の充実
- イ 社協ホームページのリニューアル

2 地域福祉活動推進部門

町内に暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、福祉委員会をはじめとする地域の活動団体との協働及び支援を進めます。

(1) 第３期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

- ア 第３期地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理

(2) 生活支援コーディネーター業務の受託

- ア 第１層及び第２層生活支援コーディネーターの配置
- イ 第１層協議体及び第２層協議体の運営支援
- ウ 福祉委員会や地域活動への支援
- エ 資源開発に向けた多様な主体との連携

(3) 重層的支援体制整備事業の受託

- ア アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施
- イ 多機関協働事業の実施

(4) ボランティアセンターの機能充実

- ア ボランティア活動の相談及び活動の支援
- イ 地域でボランティア活動に取り組む人材の育成
- ウ ボランティア活動助成金の交付
- エ ボランティア活動保険の加入及び請求窓口業務の実施

(5) 住民主体のサロンや居場所等への支援

- ア 地域の居場所づくり事業の実施
- イ 既存のサロンや居場所等への運営支援と情報提供
- ウ 新規立ち上げに向けた支援

(6) 福祉教育の推進

- ア 町内の小中学校及び高校の福祉協力校への委嘱
- イ 福祉実践教室の実施及びプログラムの充実
- ウ 学校及び地域と連携した福祉教育の実施
- エ 手話検定試験受験料助成制度の実施

(7) 住民主体の福祉活動への支援

- ア 福祉6団体事務局の運営及び活動支援
- イ ふくしの町づくり事業助成金の交付

(8) 災害に対する備え

- ア 町の地域防災計画における災害対応の支援協力
- イ 災害ボランティアセンター設置に向けた訓練の実施
- ウ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施
- エ 災害対応備品の整備

(9) 福祉車両及び福祉用具等の貸出

- ア 福祉車両（2台）、福祉用具及びレクリエーション用具貸出事業の実施
- イ 貸出備品の充実

(10) 赤い羽根共同募金事業の推進

- ア 共同募金委員会の運営委員会及び監査会の開催
- イ 募金活動、義援金活動の実施
- ウ 地域福祉団体や保育所等への活動助成
- エ 赤い羽根協賛児童生徒作品コンクールの開催

3 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、誰もが住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会の持つネットワークを活かし支援を進めます。

(1) 中部地域包括支援センターの受託（担当地区：中央学区、荻谷学区）

- ア 総合相談支援
- イ 高齢者虐待や困難事例への対応及び関係機関との連携
- ウ 介護予防サービス支援計画の作成による利用者支援
- エ 第2層協議体への参加
- オ 一般介護予防事業の実施
- カ 認知症初期集中支援チームへの参加
- キ 認知症地域支援推進員の配置
- ク 認知症サポーター養成講座の開催
- ケ 認知症カフェ事業の実施
- コ 認知症高齢者やその家族の見守り体制づくり

(2) 成年後見支援センターの受託

- ア 成年後見制度の啓発、利用に関する相談及び利用支援
- イ 後見人への支援
- ウ 法人後見の受任
- エ 実務者会議や運営委員会の開催及び関係機関との連携
- オ 地域連携ネットワーク強化を目的とした中核機関の整備に向けた取り組み

(3) 日常生活自立支援事業の受託

- ア 福祉サービスの利用支援や書類預かり、日常的な金銭管理

(4) 貸付事業の実施

- ア 生活福祉資金の受託
- イ たすけあい資金の貸付事業の実施

(5) 法律困りごと相談の実施

- ア 司法書士による法律困りごと相談の実施

4 介護・生活支援サービス部門

高齢者や障がい者等の生活を支援するため、組織内の他部門や関係団体等と連携しながらサービスを提供します。

(1) 訪問介護事業所の運営

- ア ホームヘルパー（介護保険サービス及び障害福祉サービス）の派遣
- イ 移動支援事業の受託
- ウ 養育支援事業の受託
- エ 子育て応援・家事サポート事業の受託

(2) 居宅介護支援事業所の運営

- ア 在宅介護に関する相談及び支援
- イ ケアプランの作成及び介護サービス事業者等との連携

(3) 相談支援事業所の運営

- ア 障害者相談支援事業（総合相談支援及び地域総合支援協議会の運営支援）の受託
- イ 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（サービス等利用計画の作成）の実施
- ウ 一般相談支援事業（地域移行支援事業及び地域定着支援事業）の実施
- エ 障害支援区分認定調査業務の受託

(4) 見守り配食事業の実施

- ア 在宅のひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的とした配食サービスの実施